

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

高知厚生年金 事案 402

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月29日から8年1月1日まで

私は、給与明細書を見ると、A社に勤務していた最終月（平成7年12月）分の給与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書及びB社（平成16年1月20日A社から名称変更）の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した平成7年12月分の給与明細書から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る平成7年12月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

高知厚生年金 事案 403

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 1 月から 34 年 1 月まで
② 昭和 34 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 34 年 9 月 1 日から 35 年 1 月 5 日まで
④ 昭和 34 年 10 月から 35 年 3 月まで
⑤ 昭和 42 年 7 月から同年 10 月まで

私は、申立期間①から⑤までにおいて勤務していた 5 事業所について、いずれも厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社にそれぞれ勤務していた旨を主張しているものの、オンライン記録によると、両事業所は、当該申立期間及びそれ以外の期間において、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人は、当時の同僚を姓のみしか記憶しておらず、申立人の当該申立期間における勤務実態等は確認できない。

2 申立期間③について、当時の同僚等の供述から、申立人は、C社に勤務していたことは認められるものの、当該同僚等の供述からは、申立人が同事業所に勤務していた期間を特定することはできない。

また、申立人は、当時の同僚 2 人の姓を記憶しているところ、C社の厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ても、当該 2 人の同僚の姓は確認できないことから、当時、同事業所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間③を含む前後の期間について、C社の厚生年金保険事

業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

- 3 申立期間④について、申立人は、D社に勤務していた旨を主張している。

しかし、オンライン記録によると、申立人は、昭和39年7月1日から同年7月7日まで、D社で厚生年金保険に加入した記録が確認できるところ、申立人は、「D社での厚生年金保険の加入記録に間違いは無いと思う。」旨を供述している上、当時の同僚からも、申立期間④における申立人の同事業所での勤務実態等についての供述は得られない。

なお、申立人は、申立期間④を含む前後の期間において、E社に勤務していた期間がある旨を述べているものの、同事業所の事業主からは、「申立人が勤務していた期間は数日間であり、申立人は、正社員になる前に退社した。」旨の供述が得られた。

- 4 申立期間⑤について、申立人は、F社に勤務していた旨を主張しているものの、オンライン記録により、申立期間⑤において、同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者の供述からは、申立期間⑤における申立人の勤務実態等は確認できない。

また、申立期間⑤を含む前後の期間について、F社の被保険者原票を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

- 5 なお、申立人は、申立期間①から④までに勤務していた4事業所について、申立期間①から④まで以外の期間にも、勤務していた可能性のある期間をそれぞれ述べているものの、当該期間においても、申立人の4事業所における勤務実態及び保険料控除の有無等について同僚等からの供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①から⑤までにおいて事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から32年9月13日まで

私は、昭和23年4月からA社に勤務し、同事業所が厚生年金保険の事業所として新規適用された26年4月1日から厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を記憶するA社の会長の氏名が、同事業所の保管する「B会百年史」（平成16年9月30日発行）により、昭和24年4月1日から26年3月31日まで、同事業所の会長として確認できることから、申立人は、申立期間前から同事業所に勤務していたこととはうかがわれる。

しかし、当時の同僚等からは、申立期間における申立人のA社での勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無等についての供述は得られない上、申立人は、申立期間当時の同事業所会長の氏名を記憶しておらず、申立期間における申立人の勤務状況等は不明である。

また、オンライン記録によると、A社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は、昭和32年9月13日とされており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、申立人は、当時、A社と関連があったC社で厚生年金保険に加入していたかもしれないと述べているところ、同事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ても、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人

が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 3 月 25 日から 62 年 3 月 2 日まで
② 平成 4 年 12 月 29 日から 5 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 62 年 3 月 2 日から平成 4 年 12 月 29 日まで

私は、昭和 61 年 2 月 1 日から平成 5 年 4 月 1 日まで、A 社で厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

また、A 社で厚生年金保険に加入していた期間のうち、申立期間③の標準報酬月額（15 万円から 17 万円）が、実際に支給されていた金額（25 万円以上）よりも低額とされているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、雇用保険の加入記録によると、申立人は、A 社で雇用保険に加入していることが確認できるものの、B 社での複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間①及び②において、B 社に勤務していたことが推認できる。

このことについて、申立人は、当時の立場上の理由から、A 社に籍を置きながら、同社から出向という形により B 社に勤務しており、給与は B 社から支給されていた旨を述べているところ、オンライン記録によると、A 社は平成 5 年 1 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社での同僚等から供述を得ることができず、申立期間①及び②における申立人の雇用形態等は確認できない。

また、B 社の当時の事務担当者は、「当時、申立人の社会保険料等について、どのように取り扱うこととしていたのか、私でもよく分からなかつ

た。」旨を供述している上、申立人及び同社の同僚の供述からは、申立人と同様、A社からの出向によりB社に勤務していた者は確認できず、申立期間①及び②における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除の有無等は確認できない。

さらに、A社の事業所別被保険者名簿を見ると、申立人は、申立期間①の期首日である昭和61年3月25日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際に、健康保険証を返納した記録が確認できる。

加えて、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間③について、B社での同僚等の供述から、申立人の主張する金額が給料として支給されていたことはうかがわれる。

しかし、前述のとおり、A社の同僚等及びB社の当時の事務担当者からは、申立期間③における申立人の厚生年金保険の取扱いについて供述が得られない上、申立人と同様、A社からの出向によりB社に勤務していた者は確認できないことから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるとはいえない。

また、A社の事業所別被保険者名簿及びオンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

さらに、オンライン記録によると、A社は平成5年1月27日に、B社は21年2月1日に、それぞれ厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間③当時の賃金台帳等は確認できない上、ほかに、申立期間③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間③についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。